

各都道府県知事 殿

総務省自治税務局長
(公 印 省 略)

東日本大震災に係る地方税の取扱い等について

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 17 号、以下「改正法」という。）、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成 24 年政令第 109 号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成 24 年総務省令第 28 号）が平成 24 年 3 月 31 日にそれぞれ公布され、原則として平成 24 年 4 月 1 日から施行されることとされたところです。

東日本大震災に係る地方税の取扱い等について、留意いただきたい事項等を下記のとおりお知らせしますので、適切に運用されるようお願いいたします。また、貴都道府県内の市（区）町村に対しても、この旨を連絡願います。

なお、この通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4（技術的な助言）に基づくものです。

記

第 1 自動車税における自動車持出困難区域内自動車に係る特例措置について

- 1 自動車持出困難区域（※ 1 の区域をいう。以下同じ。）に係る法附則第 52 条第 2 項に規定する対象区域内用途廃止等自動車（以下「対象区域内用途廃止等自動車」という。）については、警戒区域に係る対象区域内用途廃止等自動車に対する特例措置と同様の措置を講ずること。

自動車持出困難区域の具体的な範囲については、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力災害対策本部長が市町村長又は都道府県知事に対して行う避難に関する指示の対象区域（以下「避難指示区域」という。）の今後の再編の状況等を踏まえて総務大臣が指定・公示すること。

- ※ 1 東日本大震災（原子力災害）に関し、避難指示区域であって平成 24 年 1 月 1 日時点での警戒区域のうち、立入りが困難であるため当該区域内の自動車を当該区域外に移動させることが困難な区域として、総務大臣が指定して公示した区域

2 留意事項

(1) 手続き

ア 手続きについては警戒区域に係る特例措置の場合と同様の取扱いとし、「東日本大震災（原子力災害）に係る自動車取得税等の取扱い等について」（平成23年8月12日付け、総税都第32号、総税市第48号）を参照されたいこと。

イ 申請書等については、地方税法において特段の様式は規定していないが、別添1①の申告の際に必要な書類の一覧表及び別添1②～④の様式例を参考に、各道府県の実情に応じて対応していただきたいこと。

ウ 対象区域内用途廃止等自動車のうち、法附則第52条第2項第1号に規定する自動車（普通自動車及び小型自動車（二輪のものを除く。）に限る。）の抹消登録については、国土交通省において、自動車持出困難区域についても警戒区域と同様の取扱いとする予定であり、後日その取扱いが示される予定であるので、示され次第都道府県税課・市町村税課より情報提供するものであること。

(2) 警戒区域に係る対象区域内用途廃止等自動車に対して課する自動車税については、改正法による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）附則第54条第7項に基づく特例措置が引き続き適用されること。

(3) 法第162条の規定（自動車税の減免）の活用について

ア 永久抹消登録等が行われない自動車持出困難区域内の自動車については、個別に実態を確認した上で、避難指示等により自動車を使用できない期間に応じ、法第162条の規定に基づき条例で定めるところにより減免するなど、適切に対応していただきたいこと。

このほか、被災者の方々の個々の被害状況等を勘案の上、同条の規定に基づき条例で定めるところにより必要に応じ減免することも可能であること。

イ 自動車持出困難区域外の自動車についても、かつて警戒区域内にあった自動車についてはそれに伴って使用できなかった期間や、被災者の方々の個々の被害状況等を勘案した上で、同条の規定に基づき条例で定めるところにより必要に応じ減免することは可能であること。

第2 軽自動車税における自動車持出困難区域内軽自動車等に係る特例措置について

1 自動車持出困難区域に係る対象区域内用途廃止等自動車、法附則第57条第6項に規定する対象区域内用途廃止等二輪自動車等及び同条第8項に規定する対象区域内用途廃止等小型特殊自動車（以下「対象区域内用途廃止等軽自動車等」という。）については、警戒区域に係る対象区域内用途廃止等軽自動車等に係る特例措置と同様の措置を講ずること。

2 留意事項

(1) 手続き

ア 手続きについては警戒区域に係る特例措置の場合と同様の取扱いとし、「東日本大震災（原子力災害）に係る自動車取得税等の取扱い等について」（平成23年8月12日付け、総税都第32号、総税市第48号）を参照されたいこと。

イ 申請書等については、地方税法において特段の様式は規定していないが、別添 2 ①の申告の際に必要な書類の一覧表及び別添 2 ②～⑤の様式例を参考に、各市町村の実情に応じて対応していただきたいこと。

ウ 対象区域内用途廃止等自動車のうち、法附則第57条第 4 項に規定する軽自動車（二輪のものを除く。）の届出及び対象区域内用途廃止等二輪自動車等のうち、同条第 6 項に規定する二輪自動車等（原動機付自転車を除く。）の自動車検査証等の返納については、国土交通省において、自動車持出困難区域についても警戒区域と同様の取扱いとする予定であり、後日その取扱いが示される予定であるので、示され次第都道府県税課・市町村税課より情報提供するものであること。

(2) 警戒区域に係る対象区域内用途廃止等軽自動車等に対して課する軽自動車税については、旧法附則第57条第13項に基づく特例措置が引き続き適用されること。

(3) 法第454条の規定（軽自動車税の減免）の活用について

ア 自動車検査証の返納等が行われない自動車持出困難区域内の軽自動車等については、個別に実態を確認した上で、避難指示等により軽自動車等を使用できない状況を踏まえ、法第454条の規定に基づき条例で定めるところにより減免するなど、適切に対応していただきたいこと。この場合において、軽自動車税については月割課税がないことを踏まえ、賦課期日（4月1日）現在の現況によって判断して差し支えないこと。

このほか、被災者の方々の個々の被害状況等を勘案の上、同条の規定に基づき条例で定めるところにより必要に応じ減免することも可能であること。

イ 自動車持出困難区域外の軽自動車等についても、被災者の方々の個々の被害状況等を勘案した上で、同条の規定に基づき条例で定めるところにより必要に応じ減免することは可能であること。

第3 自動車取得税における代替自動車に係る特例措置について

1 自動車持出困難区域に係る対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと道府県知事が認める自動車（以下「代替自動車」という。）については、警戒区域に係る対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと道府県知事が認める自動車に対する特例措置と同様の措置を講ずること。

2 留意事項

(1) 取得された自動車と自動車持出困難区域に係る対象区域内用途廃止等自動車との間の代替性が認められるか否かの判定に際しては、「東日本大震災に係る地方税の取扱い等について」（平成 23 年 4 月 27 日付け総税企第 48 号）第 2. 2 (1) に準じて対応していただきたいこと。

(2) 手続き

ア 手続きについては警戒区域に係る特例措置の場合と同様の取扱いとし、「東日本大震災（原子力災害）に係る自動車取得税等の取扱い等について」（平成 23 年 8 月 12 日付け、総税都第 32 号、総税市第 48 号）を参照されたいこと。

イ 申請書等については、地方税法において特段の様式は規定していないが、別添 1

①の申告の際に必要な書類の一覧表及び別添3の様式例を参考に、各道府県の実情に応じて対応していただきたいこと。

- (3) 警戒区域に係る対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと道府県知事が認める自動車に対して課する自動車取得税については、旧法附則第52条に基づく特例措置が引き続き適用されること。

第4 自動車税における代替自動車に係る特例措置について

- 1 自動車持出困難区域に係る対象区域内用途廃止等自動車の代替自動車については、警戒区域に係る対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと道府県知事が認める自動車に対する特例措置と同様の措置を講ずること。

2 留意事項

(1) 手続き

ア 手続きについては警戒区域に係る特例措置の場合と同様の取扱いとし、「東日本大震災（原子力災害）に係る自動車取得税等の取扱い等について」（平成23年8月12日付け、総税都第32号、総税市第48号）を参照されたいこと。

イ 申請書等については、地方税法において特段の様式は規定していないが、別添1①の申告の際に必要な書類の一覧表及び別添4の様式例を参考に、各道府県の実情に応じて対応していただきたいこと。

- (2) 警戒区域に係る対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと道府県知事が認める自動車に対して課する自動車税については、旧法附則第54条に基づく特例措置が引き続き適用されること。

第5 軽自動車税における代替軽自動車等に係る特例措置について

- 1 自動車持出困難区域に係る対象区域内用途廃止等軽自動車等に代わるものと市町村長が認める軽自動車等（以下「代替軽自動車等」という。）については、警戒区域に係る対象区域内用途廃止等軽自動車等に代わるものと市町村長が認める軽自動車税に係る特例措置と同様の措置を講ずること。

2 留意事項

- (1) 取得された軽自動車等と自動車持出困難区域に係る対象区域内用途廃止等軽自動車等との間の代替性が認められるか否かの判定に際しては、「東日本大震災に係る地方税の取扱い等について」（平成23年4月27日付け総税企第48号）第4.3後段に準じて対応していただきたいこと。

(2) 手続き

ア 手続きについては警戒区域に係る特例措置の場合と同様の取扱いとし、「東日本大震災（原子力災害）に係る自動車取得税等の取扱い等について」（平成23年8月12日付け、総税都第32号、総税市第48号）を参照されたいこと。

イ 申請書等については、地方税法において特段の様式は規定していないが、別添2①の申告の際に必要な書類の一覧表及び別添5①～③の様式例及び手続きの流れを参考に、各市町村の実情に応じて対応していただきたいこと。

- (3) 警戒区域に係る対象区域内用途廃止等軽自動車等に代わるものと市町村長が認める軽自動車等に対して課する軽自動車税については、旧法附則第 57 条に基づく特例措置が引き続き適用されること。

第 6 不動産取得税の特例措置の取扱いについて

- 1 原子力災害に係る居住困難区域（※ 2 の区域をいう。以下同じ。）内に所在していた家屋等に代わるものとして取得された家屋等について、不動産取得税の特例措置を講じることとされたが、居住困難区域の具体的な範囲については、今後予定されている避難指示区域の再編の状況を踏まえて追って決定する予定であること。

また、居住困難区域とならなかった地域における家屋等についても、必要に応じ、それに代わるものとして取得された家屋等に対し、法第 73 条の 31 に基づき、適切に減免を行っていただきたいこと。

※ 2 東日本大震災（原子力災害）に関し、避難指示区域（原子力災害対策本部長が市町村長又は都道府県知事に対して行った指示において近く第 7-1 (1) ア(ア)に掲げる指示が解除される見込みであるとされた区域を除く。）のうち、当面の居住に適さない区域として、総務大臣が指定して公示した区域をいう。

- 2 旧法に基づく警戒区域内に所在していた家屋等に代わるものとして取得された家屋等に係る不動産取得税の特例措置については、原子力災害対策本部長から市町村長に対して行われる警戒区域を設定することの指示が解除された日から起算して 3 月（新築家屋は 1 年）を経過する日までの間に新たに取得した家屋等について、引き続き適用があること。

第 7 固定資産税及び都市計画税の特例措置の取扱いについて

- 1 原子力災害避難区域における特例措置について

- (1) 原子力災害避難区域内の土地及び家屋に係る各年度における固定資産税等の課税免除について

ア 本課税免除の対象は、東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故に関して各年度の末日までに原子力災害対策本部長が市町村長又は都道府県知事に対して行った以下の指示の対象となった区域（当該各年度の初日の属する年の 1 月 1 日前に以下の指示の対象でなくなった区域を除く。以下「原子力災害避難区域」という。）であって、住民の退去又は避難の実施状況、土地及び家屋の使用状況、市町村による役務の提供状況等（以下「区域内の状況」という。）を総合的に勘案し、土地及び家屋に対して固定資産税又は都市計画税（以下「固定資産税等」という。）を課税することが公益上その他の事由により不相当と市町村長が認めて指定し公示した区域（以下「課税免除区域」という。）内に所在する土地及び家屋であること。

- (ア) 住民に対し避難のための立退きを行うことを求める指示、勧告、助言その

他の行為を行うことの指示

(イ) (7)に掲げるもののほか、これに類するものとして政令で定める指示

※1 旧法に基づき、原子力災害避難区域内の土地及び家屋に係る平成23年度分及び平成24年度分の固定資産税等の課税免除の対象区域に関する指示との相違点は以下のとおり。

旧法の規定 (平成23年度分及び平成24年度分)	改正法による改正後の地方税法 (以下「新法」という。)の規定 (平成24年度分以降)
① 原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第63条第1項の規定による警戒区域の設定を行うことの指示	—
② 住民に対し避難のための立退き又は屋内への退避を行うことを求める指示、勧告、助言その他の行為を行うことの指示	(7) 住民に対し避難のための立退きを行うことを求める指示、勧告、助言その他の行為を行うことの指示
③ 住民に対し緊急時の避難のための立退き又は屋内への退避の準備を行うことを求める指示、勧告、助言その他の行為を行うことの指示	—
④ これらに掲げるもののほか、これらに類するものとして政令で定める指示	(イ) (7)に掲げるもののほか、これに類するものとして政令で定める指示

※2 なお、(イ)の「政令で定める指示」は、今後、原子力災害対策本部長から(7)の指示以外の新たな指示が発出された場合に、当該新たな指示の内容に応じ、政令で定める予定であり、現時点では、当該政令を制定する予定はないこと。

イ 旧法に基づき、平成24年3月31日までに市町村長が指定し公示した平成24年度の課税免除区域は、平成24年4月1日以降は新法に基づく平成24年度の課税免除区域とみなされること。

(2) 課税免除区域外となる区域内の土地及び家屋に係る原則3年度分の固定資産税等の2分の1減額特例について

ア N-1年度の課税免除区域のうち、N年度において課税免除区域外となる区域における本減額特例の対象は、以下のとおりとすること。

(7) N年度(特例適用初年度)

N-1年度の課税免除区域で、N年度において課税免除区域外となる区域のうち、区域内の状況を総合的に勘案し、土地及び家屋に係る固定資産税額及び都市計画税額(以下「固定資産税額等」という。)のそれぞれ2分の1に相当する額を減額してN年度分の固定資産税等を課税することが適当と市町村長が認めて指定し公示した区域(以下「2分の1減額課税初年度区域」という。)内に所在する土地及び家屋であること。

(イ) N + 1 年度（特例適用 2 年度目）

N 年度の 2 分の 1 減額課税初年度区域のうち、区域内の状況を総合的に勘案し、土地及び家屋に係る固定資産税額等のそれぞれ 2 分の 1 に相当する額を減額して N + 1 年度分の固定資産税等を課税することが適当と市町村長が認めて指定し公示した区域（以下「2 分の 1 減額課税第二年度区域」という。）内に所在する土地及び家屋であること。

(ウ) N + 2 年度（特例適用 3 年度目）

N + 1 年度の 2 分の 1 減額課税第二年度区域のうち、区域内の状況を総合的に勘案し、土地及び家屋に係る固定資産税額等のそれぞれ 2 分の 1 に相当する額を減額して N + 2 年度分の固定資産税等を課税することが適当と市町村長が認めて指定し公示した区域（以下「2 分の 1 減額課税第三年度区域」という。）内に所在する土地及び家屋であること。

イ 旧法に基づき、固定資産税額等の 2 分の 1 に相当する額を減額して平成 24 年度分の固定資産税等を課税することが適当であると認めて平成 24 年 3 月 31 日までに市町村長が指定し公示した区域は、平成 24 年 4 月 1 日以降は新法に基づく平成 24 年度の 2 分の 1 減額課税初年度区域とみなされること。

(3) 課税免除区域等の指定に関するその他の留意点について

ア 課税免除区域、2 分の 1 減額課税初年度区域、2 分の 1 減額課税第二年度区域及び 2 分の 1 減額課税第三年度区域（以下「課税免除区域等」という。）の指定は、それぞれの対象年度の賦課期日現在の現況に基づき判断すること。

イ 課税免除区域等の指定及び公示並びに当該区域の総務大臣への届出については、平成 23 年度の課税免除区域の指定及び公示並びに当該区域の総務大臣への届出に準じて行うこと。

2 原子力災害に係る居住困難区域内資産に係る固定資産税等の代替資産特例

(1) 原子力災害に係る居住困難区域内に所在していた住宅用地、家屋又は償却資産（以下「住宅用地等」という。）に代わるものとして取得された住宅用地等について、固定資産税等の特例措置を講じることとされたが、居住困難区域の具体的な範囲については、今後予定されている避難指示区域の再編の状況を踏まえて追って決定する予定であること。

(2) 旧法に基づく警戒区域内に所在していた住宅用地等に代わるものとして取得された住宅用地等に係る固定資産税等の特例措置については、原子力災害対策本部長から市町村長に対して行われる警戒区域を設定することの指示が解除された日から起算して 3 月（新築家屋は 1 年）を経過する日までの間に新たに取得等した住宅用地等について、引き続き適用があること。

3 留意事項

(1) 固定資産の使用状況等を踏まえ、償却資産や課税免除の対象区域外の地域における土地及び家屋について減免を行うことや、2 分の 1 減額特例の対象となる土地及

- び家屋について2分の1を超えて減額を行うことが適切と認める場合には、法第367条及び第702条の8第7項に基づき、適切に対応していただきたいこと。
- (2) 2(1)のとおり、代替資産特例の対象となる居住困難区域は今後追って決定することとしているが、居住困難区域とならなかった地域における固定資産についても、必要に応じ、それに代わるものとして取得された固定資産に対し、法第367条及び第702条の8第7項に基づき、適切に減免を行っていただきたいこと。
- (3) その他東日本大震災に係る固定資産税等の取扱いについては、下記の通知を参照していただきたいこと。
- ア 「地方税法附則第55条に基づく平成23年度分の固定資産税等の課税免除に係る対象区域の指定方法等について」(平成23年5月12日、総税固第27号)
- イ 「東日本大震災(原子力災害)に係る地方税の取扱い等について」(平成23年8月12日、総税企第103号)
- ウ 「東日本大震災に係る地方税の取扱い等について」(平成23年12月14日、総税企第168号)

担当者連絡先一覧

	担当	連絡先
第1、4 自動車税	田中課長補佐、小野寺係長	電話：03-5253-5663 FAX：03-5253-5666
第2、5 軽自動車税	谷口課長補佐、岡本係長	電話：03-5253-5670 FAX：03-5253-5671
第3 自動車取得税	田中課長補佐、小野寺係長	電話：03-5253-5663 FAX：03-5253-5666
第6 不動産取得税	滝課長補佐、西川主査	電話：03-5253-5663 FAX：03-5253-5666
第7 固定資産税及び都市計画税	小岩課長補佐、虫明事務官	電話：03-5253-5674 FAX：03-5253-5676

自動車税における対象区域内自動車に係る特例措置・

自動車取得税における代替自動車に係る特例措置について

ケース	自動車税における自動車持出困難区域又は警戒区域内自動車に係る特例措置に関する提出書類	自動車取得税における代替自動車に係る特例措置に関する提出書類
<p>自動車持出困難区域又は警戒区域内にある自動車を用途廃止する場合 (法附則52②Ⅰ)</p> <p>自動車持出困難区域又は警戒区域解除後2カ月以内に用途廃止する場合(法附則52②Ⅱイ・ロ)</p>	<p>① 地方税法附則第54条第7項又は平成24年改正前の地方税法附則第54条第7項に係る自動車税に関する申告書[別添1②参照]</p> <p>② 登録事項等証明書(被災車両として抹消登録されたことが記載されたもの)</p>	<p>① 自動車取得税非課税申請書(法附則52②に係る非課税の申請の場合)[別添3①参照]又は自動車取得税に係る納税義務の免除に関する申請書(法附則52③に係る納税義務の免除の申請の場合)[別添3③参照]</p> <p>② 普通自動車については次の(ア)又は(イ)のいずれかの書類、軽自動車については次の(ウ)又は(エ)のいずれかの書類 (ア) 地方税法附則第54条第7項又は平成24年改正前の地方税法附則第54条第7項の規定による自動車税の特例の適用に関する証明書[別添1③参照] (イ) 左欄の②の書類 (ウ) 地方税法附則第57条第13項又は平成24年改正前の地方税法附則第57条第13項の規定による軽自動車税の特例の適用に関する証明書[別添2④参照] (エ) 検査記録事項等証明書(被災車両として軽自動車検査ファイルに記録されたことが記載されたもの)であって、用途を廃止した日が記載されているもの(いわゆる詳細証明)</p>
<p>自動車持出困難区域又は警戒区域解除後2カ月以内に引取業者に引き渡す場合(法附則52②Ⅱイ)【注1】</p>	<p>① 地方税法附則第54条第7項又は平成24年改正前の地方税法附則第54条第7項に係る自動車税に関する申告書[別添1②参照]</p> <p>② 登録事項等証明書(被災車両として抹消登録されたことが記載されたもの)</p> <p>③ 引取証明書【注2】</p>	<p>① 自動車取得税非課税申請書(法附則52②に係る非課税の申請の場合)[別添3①参照]又は自動車取得税に係る納税義務の免除に関する申請書(法附則52③に係る納税義務の免除の申請の場合)[別添3③参照]</p> <p>② 普通自動車については次の(ア)又は(イ)のいずれかの書類、軽自動車については次の(ウ)又は(エ)のいずれかの書類 (ア) 地方税法附則第54条第7項又は平成24年改正前の地方税法附則第54条第7項の規定による自動車税の特例の適用に関する証明書[別添1③参照] (イ) 左欄の②及び③の書類 (ウ) 地方税法附則第57条第13項又は平成24年改正前の地方税法附則第57条第13項の規定による軽自動車税の特例の適用に関する証明書[別添2④参照] (エ) 検査記録事項等証明書(被災車両として軽自動車検査ファイルに記録されたことが記載されたもの)及び左欄の③の書類</p>
<p>持出後2カ月以内に用途廃止する場合(法附則52②Ⅲイ・ロ)</p>	<p>① 地方税法附則第54条第7項に係る自動車税に関する申告書[別添1②参照]</p> <p>② 登録事項等証明書(被災車両として抹消登録されたことが記載されたもの)</p> <p>③ 持ち出した日を記載した申立書等又は持ち出した日を証する書類</p>	<p>① 自動車取得税非課税申請書(法附則52②に係る非課税の申請の場合)[別添3①参照]又は自動車取得税に係る納税義務の免除に関する申請書(法附則52③に係る納税義務の免除の申請の場合)[別添3③参照]</p> <p>② 普通自動車については次の(ア)又は(イ)のいずれかの書類、軽自動車については次の(ウ)又は(エ)のいずれかの書類 (ア) 地方税法附則第54条第7項又は平成24年改正前の地方税法附則第54条第7項の規定による自動車税の特例の適用に関する証明書[別添1③参照] (イ) 左欄の②及び③の書類 (ウ) 地方税法附則第57条第13項又は平成24年改正前の地方税法附則第57条第13項の規定による軽自動車税の特例の適用に関する証明書[別添2④参照] (エ) 検査記録事項等証明書(被災車両として軽自動車検査ファイルに記録されたことが記載されたもの)であって、用途を廃止した日が記載されているもの(いわゆる詳細証明)及び左欄の③の書類</p>
<p>持出後2カ月以内に引取業者に引き渡す場合(法附則52②Ⅲイ)【注3】</p>	<p>① 地方税法附則第54条第7項又は平成24年改正前の地方税法附則第54条第7項に係る自動車税に関する申告書[別添1②参照]</p> <p>② 登録事項等証明書(被災車両として抹消登録されたことが記載されたもの)</p> <p>③ 引取証明書【注2】</p> <p>④ 持ち出した日を記載した申立書等又は持ち出した日を証する書類</p>	<p>① 自動車取得税非課税申請書(法附則52②に係る非課税の申請の場合)[別添3①参照]又は自動車取得税に係る納税義務の免除に関する申請書(法附則52③に係る納税義務の免除の申請の場合)[別添3③参照]</p> <p>② 普通自動車については次の(ア)又は(イ)のいずれかの書類、軽自動車については次の(ウ)又は(エ)のいずれかの書類 (ア) 地方税法附則第54条第7項又は平成24年改正前の地方税法附則第54条第7項の規定による自動車税の特例の適用に関する証明書[別添1③参照] (イ) 左欄の②、③及び④の書類 (ウ) 地方税法附則第57条第13項又は平成24年改正前の地方税法附則第57条第13項の規定による軽自動車税の特例の適用に関する証明書[別添2④参照] (エ) 検査記録事項等証明書(被災車両として軽自動車検査ファイルに記録されたことが記載されたもの)、左欄の③及び④の書類</p>

※注1～3の各注に関し、使用済自動車の再資源化等に関する法律第2条第1項に規定する自動車以外の自動車については、以下のとおり読み替える。

【注1】「自動車持出困難区域又は警戒区域解除後2カ月以内に引取業者に引き渡す場合(法附則52②Ⅱイ)」→「自動車持出困難区域又は警戒区域解除後9カ月以内に解体した場合(法附則52②Ⅱロ)」

【注2】「③引取証明書」→「③解体証明書」

【注3】「持出後2カ月以内に引取業者に引き渡す場合(法附則52②Ⅲイ)」→「持出後9カ月以内に解体した場合(法附則52②Ⅲロ)」

(別添1②)

地方税法附則第54条第7項又は平成24年改正前の地方税法附則第54条第7項に係る自動車税に関する申告書

平成 年 月 日

〇〇都道府県知事 殿

申 請 者 _____

住 所 _____

氏 名 (名 称) _____ 印

電 話 番 号 _____

下記自動車については、地方税法附則第54条第7項(自動車持出困難区域を指定する旨の公示が行われた日から継続して自動車持出困難区域にあった自動車等で、用途の廃止等を事由として永久抹消登録がされた自動車(対象区域内用途廃止等自動車)に関する特例)又は平成24年改正前の地方税法附則第54条第7項(警戒区域設定指示が行われた日から継続して警戒区域設定指示区域にあった自動車等で、用途の廃止等を事由として永久抹消登録がされた自動車(対象区域内用途廃止等自動車)に関する特例)に規定する自動車に該当することとなりましたので申告します。

区 分	用 途 廃 止 等 が さ れ た 自 動 車
所 有 者 氏 名 (名 称)	
住 所 (本 店 等 所 在 地)	
平 成 23 年 3 月 11 日 に お け る 所 有 者 の 氏 名 (名 称)	
登 録 番 号	
車 台 番 号	
主 た る 定 置 場	
営 業 用 ・ 自 家 用 の 別	
平 成 23 年 3 月 11 日 に お け る 車 の 所 在 地	
車 の 持 出 日 ・ 自動車持出困難区域又は警戒区域解除日 (※該当する場合のみ記載してください)	年 月 日に 車を持ち出し ・ 解除 (いずれかに○を付けて下さい)
用途廃止日・引取業者に引き渡した日・解体 日	年 月 日に車を 用途廃止 ・ 引き渡し ・ 解体 (いずれかに○を付けて下さい)
そ の 他 必 要 事 項	

地方税法附則第54条第7項又は平成24年改正前の地方税法附則第54条第7項
の規定による自動車税の特例の適用に関する証明書

証明書番号	第	号
平成23年3月11日における所有者の氏名(名称)		
住 (所在地)		
登録番号		
車台番号		
主たる定置場		
営業用・自家用の別	営業用 ・ 自家用	
※申請者が相続人、合併法人等の場合、 被相続人等の氏名(名称)		
備考	上記車両について地方税法附則第54条第7項又は平成24年改正前の地方税法附則第54条第7項の規定を適用。	

上記のとおり証明する。

平成 年 月 日

都道府県知事

氏 名 印

対象区域内用途廃止等自動車に係る情報通知書

平成〇年〇月〇日

〇〇税務課長(若しくは事務所長) 殿

〇〇税務課長(若しくは事務所長) 印

下記車両について、地方税法附則第54条第7項又は平成24年改正前の地方税法附則第54条第7項に規定する自動車に該当することとなりましたので通知します。

記

転 入 日	年 月 日
申 告 日	年 月 日
転 出 前 の 登 録 番 号	
転 入 後 の 登 録 番 号	
車 台 番 号	
所有者等の氏名(名称)	
備 考	

連絡先 県 県税事務所
(担当者名)
TEL :
FAX :

対象区域内用途廃止等軽自動車等の特例・代替軽自動車等の特例に関する書類等

車両の区分	場合分け	対象区域内用途廃止等軽自動車等の特例		代替軽自動車等の特例
		期限	提出書類	提出書類
二輪の 小型自動車	自動車持出困難区域又は警戒区域内にある自動車を用用途廃止する場合 (法附則57⑥Ⅰ)	—	①対象区域内用途廃止等軽自動車等申告書(別添2②) ②検査記録事項等証明書(被災車両と記載されたもの)	①代替軽自動車等非課税(納税義務免除)申請書(別添5①③) ②次の(ア)、(イ)のいずれかの書類 (ア)対象区域内用途廃止等軽自動車等証明書(別添2④) (イ)左欄の②の書類(ただし、検査記録事項等証明書については、用途を廃止した日が記載されているもの(いわゆる詳細証明)に限る。)
	自動車持出困難区域又は警戒区域解除後、用途廃止する場合 (法附則57⑥Ⅱ)	自動車持出困難区域又は警戒区域解除後、2ヶ月以内に用途廃止を事由に車検証返納	①対象区域内用途廃止等軽自動車等申告書(別添2②) ②検査記録事項等証明書(被災車両と記載されたもの) ③解体したことを証する書類	①代替軽自動車等非課税(納税義務免除)申請書(別添5①③) ②次の(ア)、(イ)のいずれかの書類 (ア)対象区域内用途廃止等軽自動車等証明書(別添2④) (イ)左欄の②及び③の書類
	自動車持出困難区域又は警戒区域解除後、解体する場合 (法附則57⑥Ⅱ)	自動車持出困難区域又は警戒区域解除後、2ヶ月以内に解体	①対象区域内用途廃止等軽自動車等申告書(別添2②) ②検査記録事項等証明書(被災車両と記載されたもの) ③解体したことを証する書類	①代替軽自動車等非課税(納税義務免除)申請書(別添5①③) ②次の(ア)、(イ)のいずれかの書類 (ア)対象区域内用途廃止等軽自動車等証明書(別添2④) (イ)左欄の②及び③の書類
	持出後、用途廃止する場合 (法附則57⑥Ⅲ)	持出後、2ヶ月以内に用途廃止を事由に車検証返納	①対象区域内用途廃止等軽自動車等申告書(別添2②) ②検査記録事項等証明書(被災車両と記載されたもの) ③持ち出した日を記載した申立書等又は持ち出した日を証する書類	①代替軽自動車等非課税(納税義務免除)申請書(別添5①③) ②次の(ア)、(イ)のいずれかの書類 (ア)対象区域内用途廃止等軽自動車等証明書(別添2④) (イ)左欄の②及び③の書類(ただし、②の検査記録事項等証明書については、用途を廃止した日が記載されているもの(いわゆる詳細証明)に限る。)
	持出後、解体する場合 (法附則57⑥Ⅲ)	持出後、2ヶ月以内に解体	①対象区域内用途廃止等軽自動車等申告書(別添2②) ②検査記録事項等証明書(被災車両と記載されたもの) ③解体したことを証する書類 ④持ち出した日を記載した申立書等又は持ち出した日を証する書類	①代替軽自動車等非課税(納税義務免除)申請書(別添5①③) ②次の(ア)、(イ)のいずれかの書類 (ア)対象区域内用途廃止等軽自動車等証明書(別添2④) (イ)左欄の②、③及び④の書類
二輪の 軽自動車	自動車持出困難区域又は警戒区域内にある自動車を用用途廃止する場合 (法附則57⑥Ⅰ)	—	①対象区域内用途廃止等軽自動車等申告書(別添2②) ②再使用及び譲渡しない旨の誓約書(別添2③)	①代替軽自動車等非課税(納税義務免除)申請書(別添5①③) ②次の(ア)、(イ)のいずれかの書類 (ア)対象区域内用途廃止等軽自動車等証明書(別添2④) (イ)左欄の②の書類
	自動車持出困難区域又は警戒区域解除後、用途廃止する場合 (法附則57⑥Ⅱ)	自動車持出困難区域又は警戒区域解除後、2ヶ月以内に用途廃止を事由に届出済証返納	①対象区域内用途廃止等軽自動車等申告書(別添2②) ②再使用及び譲渡しない旨の誓約書(別添2③)	①代替軽自動車等非課税(納税義務免除)申請書(別添5①③) ②次の(ア)、(イ)のいずれかの書類 (ア)対象区域内用途廃止等軽自動車等証明書(別添2④) (イ)左欄の②の書類
	自動車持出困難区域又は警戒区域解除後、解体する場合 (法附則57⑥Ⅱ)	自動車持出困難区域又は警戒区域解除後、2ヶ月以内に解体	①対象区域内用途廃止等軽自動車等申告書(別添2②) ②解体したことを証する書類	①代替軽自動車等非課税(納税義務免除)申請書(別添5①③) ②次の(ア)、(イ)のいずれかの書類 (ア)対象区域内用途廃止等軽自動車等証明書(別添2④) (イ)左欄の②の書類
	持出後、用途廃止する場合 (法附則57⑥Ⅲ)	持出後、2ヶ月以内に用途廃止を事由に届出済証返納	①対象区域内用途廃止等軽自動車等申告書(別添2②) ②再使用及び譲渡しない旨の誓約書(別添2③) ③持ち出した日を記載した申立書等又は持ち出した日を証する書類	①代替軽自動車等非課税(納税義務免除)申請書(別添5①③) ②次の(ア)、(イ)のいずれかの書類 (ア)対象区域内用途廃止等軽自動車等証明書(別添2④) (イ)左欄の②及び③の書類
	持出後、解体する場合 (法附則57⑥Ⅲ)	持出後、2ヶ月以内に解体	①対象区域内用途廃止等軽自動車等申告書(別添2②) ②解体したことを証する書類 ③持ち出した日を記載した申立書等又は持ち出した日を証する書類	①代替軽自動車等非課税(納税義務免除)申請書(別添5①③) ②次の(ア)、(イ)のいずれかの書類 (ア)対象区域内用途廃止等軽自動車等証明書(別添2④) (イ)左欄の②及び③の書類
原動機付 自転車・ 小型特殊 自動車	自動車持出困難区域又は警戒区域内にある自動車を用用途廃止する場合 (法附則57⑥Ⅰ・法附則57⑧Ⅰ)	—	①対象区域内用途廃止等軽自動車等申告書(別添2②) ②再使用及び譲渡しない旨の誓約書(別添2③)	①代替軽自動車等非課税(納税義務免除)申請書(別添5①③) ②次の(ア)、(イ)のいずれかの書類 (ア)対象区域内用途廃止等軽自動車等証明書(別添2④) (イ)左欄の②の書類
	自動車持出困難区域又は警戒区域解除後、用途廃止する場合 (法附則57⑥Ⅱ・法附則57⑧Ⅱ)	自動車持出困難区域又は警戒区域解除後、2ヶ月以内に用途廃止した旨の申告書提出	①対象区域内用途廃止等軽自動車等申告書(別添2②) ②再使用及び譲渡しない旨の誓約書(別添2③)	①代替軽自動車等非課税(納税義務免除)申請書(別添5①③) ②次の(ア)、(イ)のいずれかの書類 (ア)対象区域内用途廃止等軽自動車等証明書(別添2④) (イ)左欄の②の書類
	自動車持出困難区域又は警戒区域解除後、解体する場合 (法附則57⑥Ⅱ・法附則57⑧Ⅱ)	自動車持出困難区域又は警戒区域解除後、2ヶ月以内に解体	①対象区域内用途廃止等軽自動車等申告書(別添2②) ②解体したことを証する書類	①代替軽自動車等非課税(納税義務免除)申請書(別添5①③) ②次の(ア)、(イ)のいずれかの書類 (ア)対象区域内用途廃止等軽自動車等証明書(別添2④) (イ)左欄の②の書類
	持出後、用途廃止する場合 (法附則57⑥Ⅲ・法附則57⑧Ⅲ)	持出後、2ヶ月以内に用途廃止した旨の申告書提出	①対象区域内用途廃止等軽自動車等申告書(別添2②) ②再使用及び譲渡しない旨の誓約書(別添2③) ③持ち出した日を記載した申立書等又は持ち出した日を証する書類	①代替軽自動車等非課税(納税義務免除)申請書(別添5①③) ②次の(ア)、(イ)のいずれかの書類 (ア)対象区域内用途廃止等軽自動車等証明書(別添2④) (イ)左欄の②及び③の書類
	持出後、解体する場合 (法附則57⑥Ⅲ・法附則57⑧Ⅲ)	持出後、2ヶ月以内に解体	①対象区域内用途廃止等軽自動車等申告書(別添2②) ②解体したことを証する書類 ③持ち出した日を記載した申立書等又は持ち出した日を証する書類	①代替軽自動車等非課税(納税義務免除)申請書(別添5①③) ②次の(ア)、(イ)のいずれかの書類 (ア)対象区域内用途廃止等軽自動車等証明書(別添2④) (イ)左欄の②及び③の書類

※上記のほかに軽自動車税申告書を提出する必要があるが、原動機付自転車及び小型特殊自動車については、軽自動車税申告書の提出が要件とされていることに注意。

地方税法附則第57条第13項又は平成24年改正前の地方税法附則第57条第13項に係る軽自動車税に関する申告書

平成 年 月 日

〇〇市町村長 殿

申 請 者

住 所

氏 名 (名 称) 印

電 話 番 号

下記の軽自動車等については、地方税法附則第57条第13項(自動車持出困難区域を指定する旨の公示が行われた日から継続して自動車持出困難区域にあった軽自動車等で、用途廃止等がされたもの(対象区域内用途廃止等軽自動車)に関する特例)又は平成24年改正前の地方税法附則第57条第13項の規定(警戒区域設定指示が行われた日から継続して警戒区域設定指示区域にあった軽自動車等で、用途廃止等がされたもの(対象区域内用途廃止等軽自動車等)に関する特例)に規定する軽自動車等に該当することとなりましたので申告します。

区 分	用 途 廃 止 等 が さ れ た 軽 自 動 車 等
所 有 者 氏 名 (名 称)	
住 所 (本 店 等 所 在 地)	
平 成 23 年 3 月 11 日 に お け る 所 有 者 の 氏 名 (名 称)	
登 録 番 号 (車 両 番 号 ・ 標 識 番 号)	
車 台 番 号	
種 別	
主 たる 定 置 場	
営 業 用 ・ 自 家 用 の 別	
平 成 23 年 3 月 11 日 に お け る 車 の 所 在 地	
車 の 持 出 日 ・ 自 動 車 持 出 困 難 区 域 又 は 警 戒 区 域 解 除 日 (該 当 す る 場 合 の み 記 載 し て く だ さ い)	年 月 日 に 車 を 持 ち 出 し ・ 解 除 (い ず れ か に ○ を 付 け て 下 さ い)
用 途 廃 止 日 ・ 引 取 業 者 に 引 き 渡 し た 日 ・ 解 体 日	年 月 日 に 車 を 用 途 廃 止 ・ 引 き 渡 し ・ 解 体 (い ず れ か に ○ を 付 け て 下 さ い)
そ の 他 必 要 事 項	

平成 年 月 日

住所 _____

氏名 (署名) _____

誓 約 書

用途廃止による廃車は、当該車両が自動車として再使用又は譲渡
されないことを前提とする手続きであり、仮に、物理的に使用可能で
あることが後日判明したとしても、自動車持出困難区域又は警戒区域
が設定中も解除後も(又は今後)再使用又は譲渡することはできない
ことを了承の上、用途廃止による廃車をいたします。

登録番号 (車両番号・標識番号)	車台番号

地方税法附則第57条第13項又は平成24年改正前の地方税法附則第57条第13項
の規定による軽自動車税の特例の適用に関する証明書

証明書番号	第	号
平成23年3月11日における 所有者の氏名(名称)		
住 所 (所在地)		
登 録 番 号 (車両番号・標識番号)		
車 台 番 号		
種 別		
主たる定置場		
営業用・自家用の別	営業用 ・ 自家用	
※申請者が相続人、合併法人等の 場合、被相続人等の氏名(名称)		
備 考	上記車両について地方税法附則第57条第13項又は平成 24年改正前の地方税法附則第57条第13項の規定を適 用。	

上記のとおり証明する。

平成 年 月 日

市町村長

氏 名 印

対象区域内用途廃止等軽自動車等情報通知書

平成〇年〇月〇日

〇〇税務課長 様

〇〇税務課長 印

下記車両について、地方税法附則第57条第13項又は平成24年改正前の地方税法附則第57条第13項に規定する軽自動車等に該当することとなりましたので、通知します。

記

転 入 日	年 月 日
特例の適用を受けることとなった日	年 月 日
転出前の登録番号 (車両番号・標識番号)	
転出後の登録番号 (車両番号・標識番号)	
車 台 番 号	
所有者等の氏名(名称)	
備 考	

連絡先 (担当者名)	市町村 課
TEL :	
FAX :	

自動車取得税非課税申請書

平成 年 月 日

〇〇都道府県知事 殿

申請者 _____

住所 _____

氏名(名称) _____ 印

電話番号 _____

地方税法附則第52条第2項又は平成24年改正前の地方税法附則第52条第2項の規定（東日本大震災による対象区域内用途廃止等自動車の代替自動車に係る自動車取得税の非課税）の適用を受けたいので、次のとおり申請します。

区 分	新たに取得した自動車	対象区域内用途廃止等自動車に該当することとなった自動車
所有者氏名(名称)		
住所(本店等所在地)		
登録番号(車両番号)		
車台番号		
種 別		
主たる定置場		
営業用・自家用の別	営業用 ・ 自家用	営業用 ・ 自家用
平成23年3月11日における車の所在地		
車の持出日・自動車持出困難区域又は警戒区域解除日(※該当する場合のみ記載して下さい)		年 月 日に車を持ち出し・解除 (いずれかに○を付けて下さい)
用途廃止日・引取業者に引き渡した日・解体日		年 月 日に車を 用途廃止・引き渡し・解体 (いずれかに○を付けて下さい)
※既に法附則第52条第1項、第2項又は第3項の規定の適用を受けた代替自動車等がある場合	登録番号(車両番号)	車台番号
その他の必要事項		

(備考) 1 「対象区域内用途廃止等自動車に該当することとなった自動車」欄には、自動車持出困難区域又は警戒区域内にあって用途の廃止等を事由として永久抹消登録等がなされた自動車等について記載してください。

2 この申請書と併せて、用途廃止等をした自動車の対象区域内用途廃止等自動車であることを証明する書類等を提出してください。

3 「既に法附則第52条第1項、第2項又は第3項の規定の適用を受けた代替自動車等がある場合」欄については、平成24年改正前の地方税法附則第52条第2項又は第3項の規定の適用を受けた代替自動車等がある場合も記載すること。

自動車取得税非課税証明書

証明書番号	第 号
氏 (名 称)	
住 (所 在 地)	
登録番号・車両番号	
車 台 番 号	
種 別	
主 たる 定 置 場	
営業用・自家用の別	営業用 ・ 自家用
※申請者が相続人、合併法人等の 場合、被相続人の氏名(名称)	
備 考	上記の車両について地方税法附則第52条第2項の規定又は平成24年改正前の地方税法附則第52条第2項の規定を適用。

上記のとおり証明する。

平成 年 月 日

都道府県知事

氏 名 印

自動車取得税に係る納税義務の免除に関する申請書

平成 年 月 日

〇〇都道府県知事 殿

申請者 _____

住 所 _____

氏名(名称) _____ 印

電話番号 _____

地方税法附則第52条第3項の規定又は平成24年改正前の地方税法附則第52条第3項の規定（東日本大震災による対象区域内用途廃止等自動車の代替自動車に係る自動車取得税の納税義務の免除）の適用を受けたいので、次のとおり申請します。

区 分	新たに取得した自動車	対象区域内用途廃止等自動車に該当することとなった自動車
所有者氏名(名称)		
住所(本店等所在地)		
登録番号(車両番号)		
車台番号		
種 別		
主たる定置場		
営業用・自家用の別	営業用 ・ 自家用	営業用 ・ 自家用
平成23年3月11日における車の所在地		
車の持出日・自動車持出困難区域又は警戒区域解除日(※該当する場合のみ記載して下さい)		年 月 日に車を持ち出し・解除(いずれかに○を付けて下さい)
用途廃止日・引取業者に引き渡した日・解体日		年 月 日に車を用途廃止・引き渡し・解体(いずれかに○を付けて下さい)
※既に法附則第52条第1項、第2項又は第3項の規定の適用を受けた代替自動車等がある場合	登録番号(車両番号)	車台番号
その他必要事項		

- (備考) 1 「対象区域内用途廃止等自動車に該当することとなった自動車」欄には、自動車持出困難区域又は警戒区域内にあって用途の廃止等を事由として永久抹消登録等がされた自動車等について記載してください。
- 2 この申請書と併せて、用途廃止等をした自動車対象区域内用途廃止等自動車であることを証明する書類等を提出してください。
- 3 「既に法附則第52条第1項、第2項又は第3項の規定の適用を受けた代替自動車等がある場合」欄については、平成24年改正前の地方税法附則第52条第2項又は第3項の規定の適用を受けた代替自動車等がある場合も記載すること。

自動車取得税に係る納税義務の免除に関する証明書

証明書番号	第 号
氏 (名 称)	
住 (所 在 地)	
登録番号・車両番号	
車 台 番 号	
種 別	
主 たる 定 置 場	
営業用・自家用の別	営業用 ・ 自家用
※申請者が相続人、合併法人等の 場合、被相続人の氏名(名称)	
備 考	上記の車両について地方税法附則第52条第3項の規定又は平成24年改正前の地方税法附則第52条第3項の規定を適用。

上記のとおり証明する。

平成 年 月 日

都道府県知事

氏 名 印

自動車税に係る納税義務の免除に関する申請書

平成 年 月 日

〇〇都道府県知事 殿

申請者 _____

住 所 _____

氏名(名称) _____ 印

電話番号 _____

地方税法附則第54条第3項又は平成24年改正前の地方税法附則第52条第3項の規定（東日本大震災による対象区域内用途廃止等自動車の代替自動車に係る自動車税の納税義務の免除）の適用を受けたいので、次のとおり申請します。

区 分	新たに取得した自動車	対象区域内用途廃止等自動車に該当することとなった自動車
所有者氏名(名称)		
住所(本店等所在地)		
登録番号(車両番号)		
車台番号		
種 別		
主たる定置場		
営業用・自家用の別	営業用 ・ 自家用	営業用 ・ 自家用
平成23年3月11日における車の所在地		
車の持出日・自動車持出困難区域又は警戒区域解除日(※該当する場合のみ記載して下さい)		年 月 日に車を持ち出し・解除(いずれかに○を付けて下さい)
用途廃止日・引取業者に引き渡した日・解体日		年 月 日に車を用途廃止・引き渡し・解体(いずれかに○を付けて下さい)
※既に法附則第52条第1項、第2項又は第3項の規定の適用を受けた代替自動車等がある場合	登録番号(車両番号)	車台番号
その他必要事項		

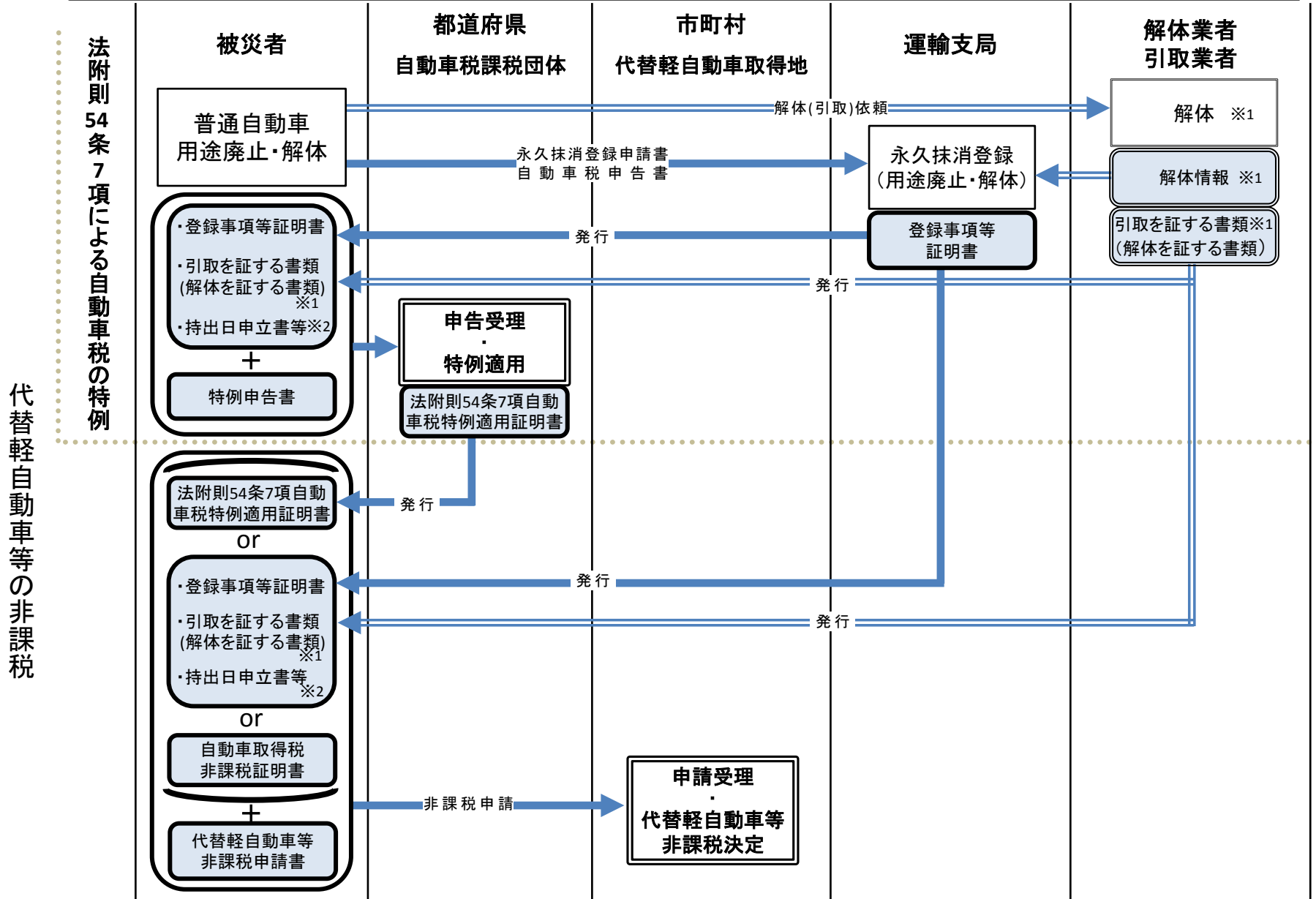
- (備考) 1 「対象区域内用途廃止等自動車に該当することとなった自動車」欄には、自動車持出困難区域又は警戒区域内にあって用途の廃止等を事由として永久抹消登録等がされた自動車等について記載してください。
- 2 この申請書と併せて、代替自動車の自動車取得税の納税義務が免除されていることを都道府県知事が証する書類を提出してください。
- 3 「既に法附則第52条第1項、第2項又は第3項の規定の適用を受けた代替自動車等がある場合」欄については、平成24年改正前の地方税法附則第52条第2項又は第3項の規定の適用を受けた代替自動車等がある場合も記載すること。

軽自動車税非課税申請書		
平成 年 月 日		
〇〇市町村長 殿		
申請者 _____		
住所 _____		
氏名(名称) _____ 印		
電話番号 _____		
<p>地方税法附則第57条第4項、第6項若しくは第8項又は平成24年改正前の地方税法附則第57条第4項、第6項若しくは第8項の規定(東日本大震災による対象区域内用途廃止等軽自動車等の代替軽自動車等に係る軽自動車税の非課税)の適用を受けたいので、次のとおり申請します。</p>		
区 分	新たに取得した軽自動車等	対象区域内用途廃止等軽自動車等に該当することとなった軽自動車等
所有者氏名(名称)		
住所(本店等所在地)		
登録番号(車両番号・標識番号)		
車台番号		
種 別		
主たる定置場		
営業用・自家用の別	営業用 ・ 自家用	営業用 ・ 自家用
平成23年3月11日における車の所在地		
車の持出日・自動車持出困難区域又は警戒区域解除日(※該当する場合のみ記載して下さい)		年 月 日に車を持ち出し・解除(いずれかに○を付けて下さい)
用途廃止日・引取業者に引き渡した日・解体日		年 月 日に車を用途廃止・引き渡し・解体(いずれかに○を付けて下さい)
※既に法附則第52条第1項、第2項、若しくは第3項又は第57条第1項、第2項、第3項、第4項、第5項、第6項、第7項、第8項若しくは第9項の規定の適用を受けた代替軽自動車等がある場合	登録番号(車両番号・標識番号)	車台番号
その他必要事項		

(備考)

- 対象区域内用途廃止等軽自動車等に該当することとなった軽自動車等欄には、警戒区域又は自動車持出困難区域にあって用途の廃止等がされた軽自動車等について記載してください。
- この申請書と併せて、用途廃止等をした軽自動車等が対象区域内用途廃止等軽自動車等であることを証明する書類等を提出してください。
- 「既に法附則第52条第1項、第2項、若しくは第3項又は第57条第1項、第2項、第3項、第4項、第5項、第6項、第7項、第8項若しくは第9項の規定の適用を受けた代替軽自動車等がある場合」欄については、平成24年改正前の地方税法附則第52条第2項若しくは第3項又は第57条第2項、第4項、第5項、第6項、第7項、第8項若しくは第9項の規定の適用を受けた代替軽自動車等がある場合も記載すること。

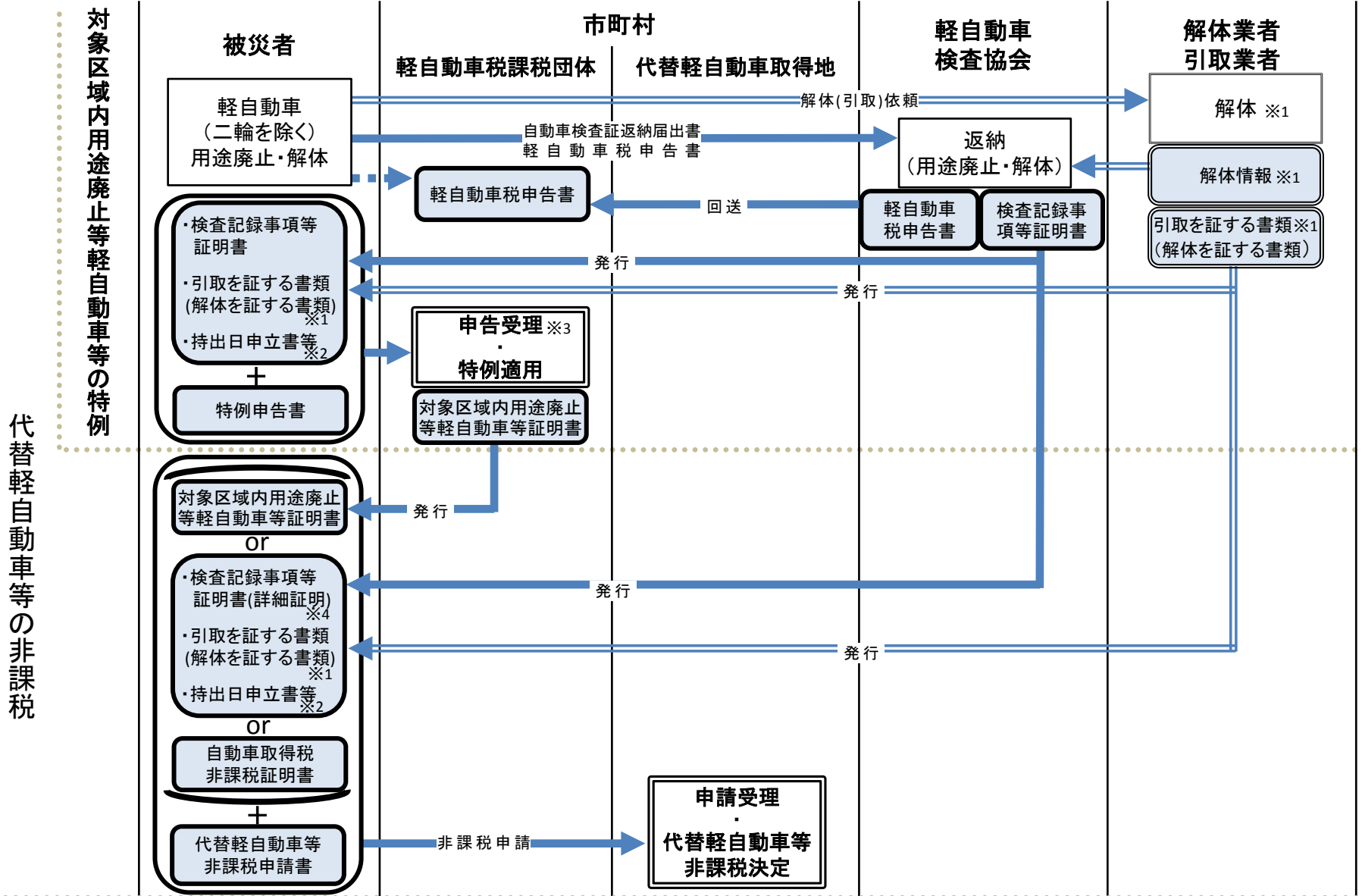
普通自動車の用途廃止・解体、代替車両（二輪を除く軽自動車）の特例手続きの流れ



※1 「用途廃止」の場合、解体は不要となるため、解体に関する書類・手続き(「⇒」で記載)に関しては不要である。

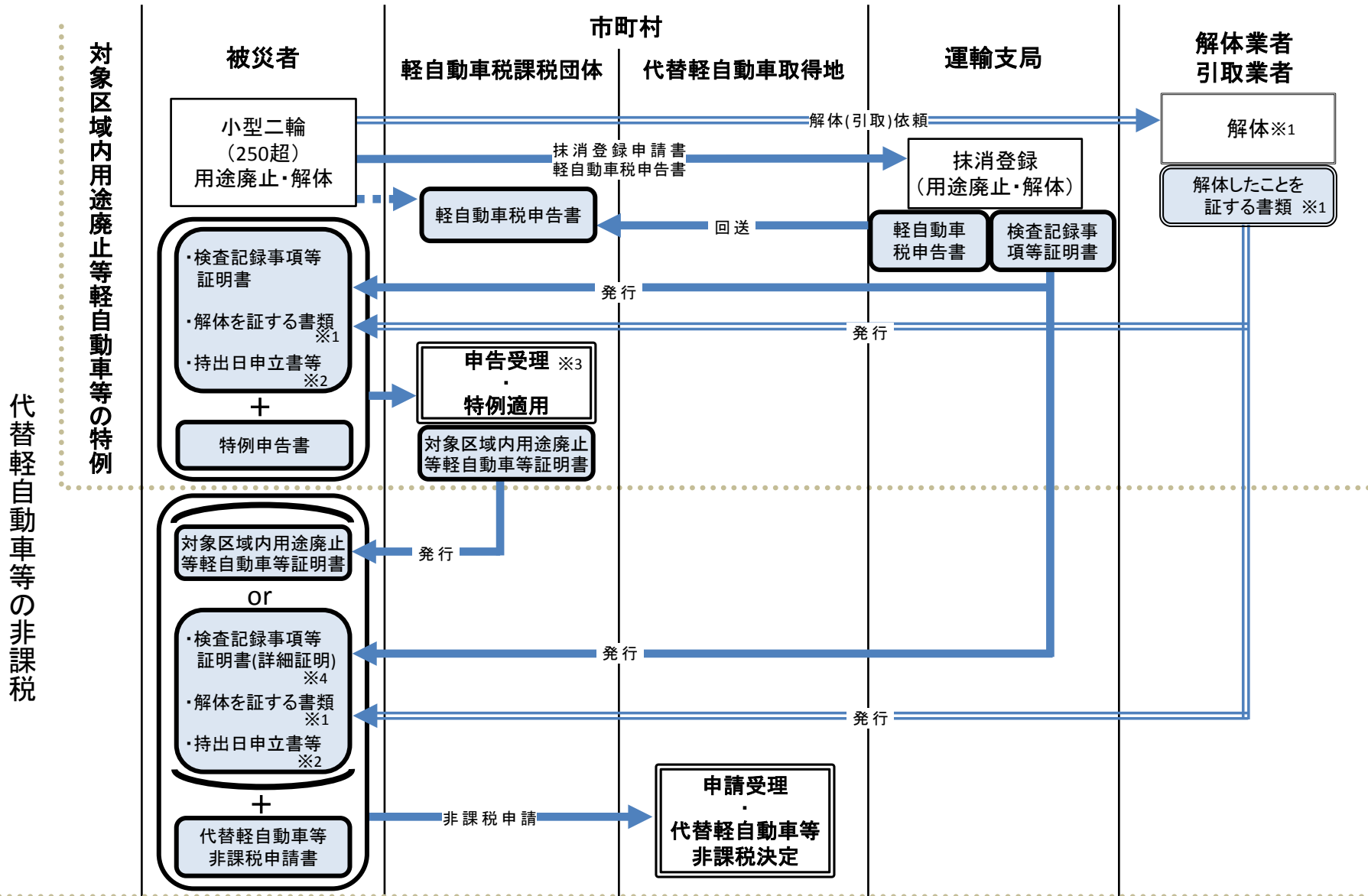
※2 自動車持出困難区域又は警戒区域から持ち出した車について特例措置を受けようとする場合、「持出日申立書等」を提出する必要がある。

軽自動車（二輪を除く）の用途廃止・解体、代替車両の特例手続きの流れ



※1 「用途廃止」の場合、解体は不要となるため、解体に関する書類・手続き(「⇒」で記載)に関しては不要である。
 ※2 自動車持出困難区域又は警戒区域から持ち出した車について特例措置を受けようとする場合、「持出日申立書等」を提出する必要がある。
 ※3 対象区域内用途廃止等軽自動車等の特例の申請の際に、軽自動車検査協会から提出した軽自動車税申告書が市町村に回送されていない場合は、申告書の控え等を提示してもらうことにより用途廃止による届出をした日を確認すること。
 ※4 代替車両の非課税申請で検査記録事項等証明書を提出する場合には、用途廃止日を確認するために検査記録事項等証明書詳細証明である必要がある。

二輪の小型自動車の用途廃止・解体、代替車両の特例手続きの流れ

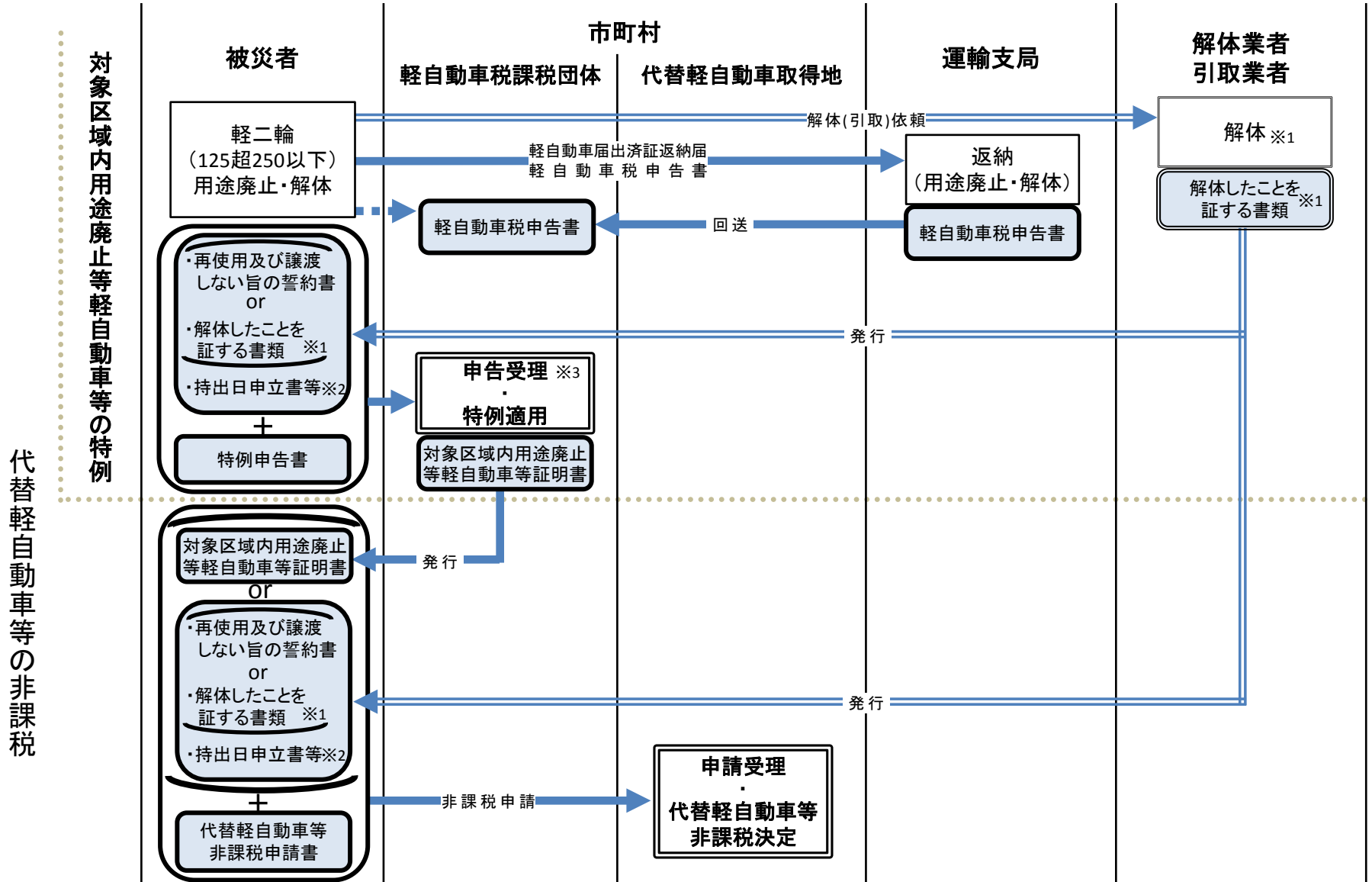


対象区域内用途廃止等軽自動車等の特例

代替軽自動車等の非課税

※1 「用途廃止」の場合、解体は不要となるため、解体に関する書類・手続き(「⇒」で記載)に関しては不要である。
 ※2 自動車持出困難区域又は警戒区域から持ち出した車について特例措置を受けようとする場合、「持出日申立書等」を提出する必要がある。
 ※3 対象区域内用途廃止等軽自動車等の特例の申請の際に、運輸支局で提出した軽自動車税申告書が市町村に回送されていない場合は、申告書の控え等を提示してもらうことにより用途廃止による車検書返納をした日を確認すること。
 ※4 代替車両の非課税申請で検査記録事項等証明書を提出する場合には、用途廃止日を確認するために検査記録事項等証明書詳細証明である必要がある。

二輪の軽自動車の用途廃止・解体、代替車両の特例手続きの流れ



対象区域内用途廃止等軽自動車等の特例

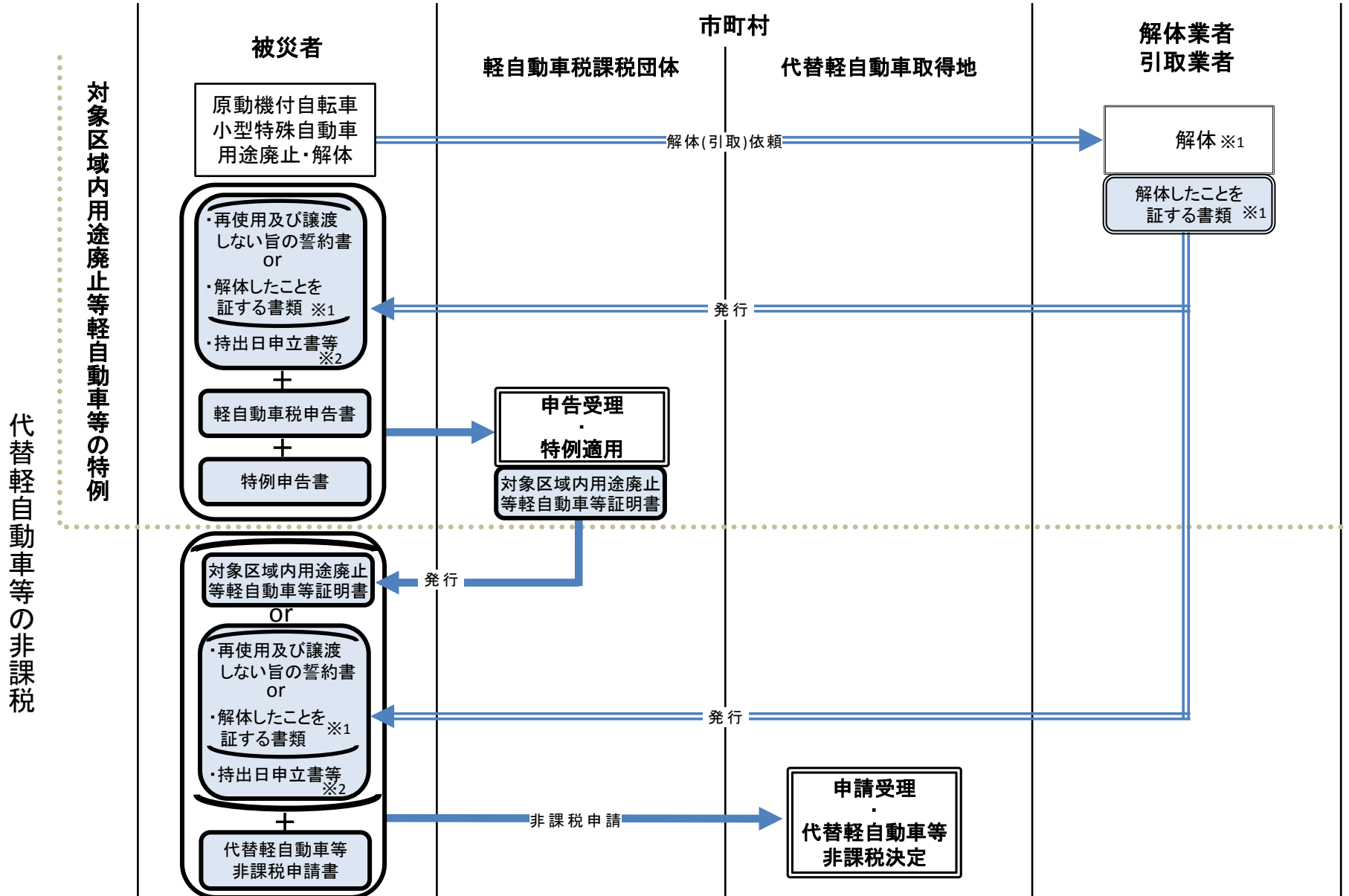
代替軽自動車等の非課税

※1 「用途廃止」の場合、解体は不要となるため、解体に関する書類・手続き(「⇒」で記載)に関しては不要。ただし、対象区域内用途廃止等自動車の特例の申請の際に、自動車として再使用又は譲渡しない旨の誓約書を提出する必要がある。「解体」の場合は、自動車として再使用及び譲渡しない旨の誓約書の提出は不要である。

※2 自動車持出困難区域又は警戒区域から持ち出した車について特例措置を受けようとする場合、「持出日申立書等」を提出する必要がある。

※3 対象区域内用途廃止等自動車の特例の申請の際に、運輸支局で提出した軽自動車税申告書が市町村に回送されていない場合は、申告書の控え等を提示してもらうことにより、運輸支局での届出済証返納の手続きが終了していることを確認すること。

原動機付自転車・小型特殊自動車の用途廃止・解体、代替車両の特例手続きの流れ



※1 「用途廃止」の場合、解体は不要となるため、解体に関する書類・手続き(「⇒」で記載)に関しては不要。ただし、対象区域内用途廃止等自動車の特例の申請の際に、自動車として再使用又は譲渡しない旨の誓約書を提出する必要がある。「解体」の場合は、自動車として再使用及び譲渡しない旨の誓約書の提出は不要である。

※2 自動車持出困難区域又は警戒区域から持ち出した車について特例措置を受けようとする場合、「持出日申立書等」を提出する必要がある。

軽自動車税に係る納税義務の免除に関する申請書

平成 年 月 日

〇〇市町村長 殿

申請者 _____

住所 _____

氏名(名称) _____

印

電話番号 _____

地方税法附則第57条第5項、第7項若しくは第9項又は平成24年改正前の地方税法附則第57条第5項、第7項若しくは第9項の規定(東日本大震災による対象区域内用途廃止等軽自動車等の代替軽自動車等に係る軽自動車税の納税義務の免除)の適用を受けたいので、次のとおり申請します。

区 分	新たに取得した軽自動車等	対象区域内用途廃止等軽自動車等に該当することとなった軽自動車等
所有者氏名(名称)		
住所(本店等所在地)		
登録番号(車両番号・標識番号)		
車台番号		
種 別		
主たる定置場		
営業用・自家用の別	営業用 ・ 自家用	営業用 ・ 自家用
平成23年3月11日における車の所在地		
車の持出日・自動車持出困難区域又は警戒区域解除日(※該当する場合のみ記載して下さい)		年 月 日に持ち出し・解除 (いずれかに○を付けて下さい)
用途廃止日・引取業者に引き渡した日・解体日		年 月 日に車を用途廃止・引き渡し・解体 (いずれかに○を付けて下さい)
※既に法附則第52条第1項、第2項、若しくは第3項又は第57条第1項、第2項、第3項、第4項、第5項、第6項、第7項、第8項若しくは第9項の規定の適用を受けた代替軽自動車等がある場合	登録番号(車両番号・標識番号)	車台番号
その他必要事項		

(備考) 1 対象区域内用途廃止等軽自動車等に該当することとなった軽自動車等欄には、警戒区域又は自動車持出困難区域にあって用途の廃止等がされた軽自動車等について記載してください。

2 この申請書と併せて、用途廃止等をした軽自動車等が対象区域内用途廃止等軽自動車等であることを証明する書類等を提出してください。

3 「既に法附則第52条第1項、第2項、若しくは第3項又は第57条第1項、第2項、第3項、第4項、第5項、第6項、第7項、第8項若しくは第9項の規定の適用を受けた代替軽自動車等がある場合」欄については、平成24年改正前の地方税法附則第52条第2項若しくは第3項又は第57条第2項、第4項、第5項、第6項、第7項、第8項若しくは第9項の規定の適用を受けた代替軽自動車等がある場合も記載すること。